

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人島寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事・監事及び評議員の報酬並びに費用並びに出張費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、報酬並びに費用並びに出張費とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益等であって、その名称の如何を問わないものをいい、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬並びに費用並びに出張費とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員は、総額3,000,000円（内訳、理事2,500,000円・監事500,000円）の範囲内で、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員は、評議員会等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬並びに出張費の支給の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬額は一律10,000円とする。

- 2 業務に関わる出張に関しては、県内外の出張費として報酬とは別に、役員及び評議員旅費規程により支給するものとする。
- 3 出張費は、第3条第2項の報酬に含まれるものとする。

(報酬並びに費用並びに出張費の支給方法)

第5条 報酬並びに費用並びに出張費を、理事会・評議員会出席・出張の都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(交通費)

第6条 役員及び評議員には、その実態に応じ、交通費を支給する。

2 交通費は、理事会・評議員会出席・出張の都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又

は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用は、その都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、報酬並びに費用並びに出張費の支給の基準として公表するものとする。ただし、複数名の職員が理事を兼務している場合には、職員として受ける財産上の利益（給与、賞与）及び退職手当など含めないものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。